

20 先物振興発第 115 号

平成 20 年 12 月 15 日

各 位

日本商品先物振興協会

会長 加 藤 雅 一

商品先物取引等に係る税制要望の結果について（報告）

今年 9 月、日本商品委託者保護基金、(社) 日本商品投資販売業協会、(株) 日本商品清算機構及び当会連名により提出した税制改正要望について、今月 12 日、自由民主党より「平成 21 年度税制改正大綱」が発表されましたので、以下のとおりご報告申し上げます。

金融所得課税の一体化については、昨年と同様、継続検討となりました。委託者保護基金に係る非課税措置等の要望については、同基金の認可法人化を前提に実現化される結果となりました。

税制要望の実現に向けての関係各位のご尽力に対しまして心より感謝申し上げます。

1. 金融所得一元化への要望

商品先物取引（オプション取引を含む）の決済差損益及び商品ファンドの収益分配金・償還損益について、税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする金融所得一元化の対象とすること。

〔結果〕 継続検討

第一 平成 21 年度改正の基本的考え方

7 金融・証券税制

「金融市場については、金融所得課税の一体化を推し進め、簡素で分かりやすい制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備することが重要であり、引き続き取組んでいく。」

第三 平成 21 年度税制改正の具体的内容

八 金融・証券税制

4 (3) なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等と間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

2. 商品取引所法に基づく「委託者保護基金」について、非課税措置等所要の税制措置を講ずること。

〔結果〕 実現化

第三 平成 21 年度税制改正の具体的内容

十二 その他

(国税)

5 商品取引所法の一部改正に伴い、認可法人とされる委託者保護基金に係る措置を次のとおり講ずる。

(1) 委託者保護基金を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に追加する。

(2) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金等に商品取引員が委託者保護基金に納付する負担金を加える。

(3) 委託者保護会員制法人から認可法人に移行することに伴う所要の措置を講ずる。

(地方税)

9 商品取引所法の一部改正に伴い、認可法人とされる委託者保護基金について、所要の措置を講ずる。

⇒商品取引所法の改正が前提となります。

今後、商品取引所法の改正を経て、同基金は証券の投資者保護基金と同様の公益法人の位置付けとなり、税法上の非課税法人となります。このことにより弁済財源の一層の充実が可能となり、委託者保護業務を適切かつ公平に遂行できることから、商品先物取引の信頼性向上に繋がるといえます。

3. 日本商品清算機構の決済不履行積立金について、積立時の課税繰延べ措置を講ずること。

〔結果〕 見送り。(税制大綱に具体的な記述なし)

自由民主党「平成 21 年度税制改正大綱」は、先物協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上